平成25年第1回定例会 斑鳩町議会会議録

平成25年3月7日 午前9時00分 開会 於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(15名)

1番 宮 﨑 和 彦 3番 中 Ш 靖 広 5番 伴 吉 晴 7番 行 嶋 田 善 9番 中 西 和 夫 昭二 11番 飯 髙 13番 里 Ш 宜志子 15番 木 田 守 彦

2番 小 林 誠 明 4番 吉 野 俊 6番 紀 良 治 隆 8番 小 野 雄 10番 坂 徹 П 12番 辻 善 次 14番 木 澤 男 正

1, 出席した議会事務局職員

上下水道部長

議会事務局長藤原伸宏係長安藤容子

1,地方自治法第121条による出席者

町 長 小 城 利 重 育 長 教 清 水 建 也 総 課 長 黒 﨑 益 務 範 \equiv 税 務 課 長 加 藤 惠 福 祉 課 長 植 村 俊 彦 健康対策課長 西 梶 浩 司 住 民 課 長 清 水 昭 雄 設 課 建 長 Ш 端 伸 和 都市整備課長 上 貴 井 至 教委総務課長 Ш 肇 西

谷

口

副 町 長 紀 池 田 善 総 務 部 長 西 本 喜 企画財政課長 巻 昭 男 襾 住民生活部長 乾 善 亮 国保医療課長 信 寺 田 良 環境対策課長 栗 本 公 生 都市建設部長 藤 Ш 岳 志 観光産業課長 修 清 水 会計管理者 野 﨑 也 生涯学習課長 佃 規 田 眞 下 水 道 課 長 雄 上 田 俊

司

裕

1,議事日程

日程 1. 一般質問

1,本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前 9時00分 開会)

○議長(嶋田善行君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。

順序に従い質問をお受けいたします。

初めに5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番(伴 吉晴君) おはようございます。

これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、スポーツセンターの運営についてであります。

スポーツ事業の拠点である斑鳩町スポーツセンターの利用状況をお伺いいたします。

- ○議長(嶋田善行君) 清水教育長。
- ○教育長(清水建也君) すこやか斑鳩・スポーツセンターにおけます利用状況についてでご ざいます。

今年度と平成23年度の利用状況について報告をさせていただきますが、なお、今年度に つきましては1月末現在の数字でございますので、ご理解をお願いいたします。

施設名別に申し上げます。

まず、アリーナでございます。アリーナの利用率につきましては、平成24年度が86. 88%、平成23年度が87%となっており、その主な利用種目といたしましては、体操、 そしてバスケットやバレーボールなどの球技、そしてバドミントンや卓球などでご利用いた だいているところでございます。

次に、サブアリーナでございます。平成24年度では33.82%、平成23年度では37.3%となっております。これの主な利用種目といたしましては、卓球、少林寺拳法、空手などとなっております。

次に武道場でございます。平成24年度は85.86%、平成23年度が87.3%となっております。この主な利用種目といたしましては、剣道、少林寺拳法、空手道、ヨガなどとなっております。

次に、テニスコートでございます。この利用率につきましては、平成24年度が59.8 6%、平成23年度が57%となっております。

最後にトレーニング室でございますが、これにつきましては利用者数で申し上げます。平

成25年1月末現在では5,919人、1日平均が23人となっています。平成23年度は7,715人で1日平均が25人となっております。

以上でございます。

- ○議長(嶋田善行君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) 今のお答えによると、アリーナと武道場における利用率がともに平日 を含めて85%を超えていることは、利用を希望している方が予約を取りづらいのではない かと心配してしまうほどの数字です。

今後は、より利用者の視点に立った運営を希望するのですが、正月を挟んで休館されているとき、住民の方々から体育館やテニスコートを利用し体を動かしたいとの声があったのですが、もう少し正月休みを少なくできないのか、お伺いします。

- ○議長(嶋田善行君) 清水教育長。
- ○教育長(清水建也君) ご指摘のように、当町におけます年末年始の休館につきましては、 12月28日から翌年の1月4日までとなっているところでございます。

12月28日は年末の休館準備を行うため、また、1月4日は年始の開館準備として充てているため、休館とさせていただいております。また、当該この休館中に施設の補修を行う場合もございまして、当該期間を年末年始の休館日とさせていただいているという現状でございます。

もう少し正月休みを少なくできないかというご指摘でございますけれども、開館する場合にはやはり使用料の受け取り等を行うための管理上の問題、あるいは電気代などの経費が必要となってくることから、県内の市町村のほとんどが当町と同様の休館日となっております。ただし、一部の町におきましては休館日を若干短くしているところもございますので、その市町村の利用実態を調査をさせていただきまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) 私が聞いているところでは、王寺町、三郷町のスポーツセンターの正 月の休館日が当町より2日短く、平群町のテニスコートは元旦以外は運営されているようで すので、今後、調査研究していただき、検討をお願いいたします。

次の件ですが、スポーツセンター内のジムを利用するときに毎回利用料金200円を受付で払わなければならないのですが、利用回数券とか月間パスポートを発行していただいて利便がよくなるように考えられないかをお伺いいたします。

○議長(嶋田善行君) 清水教育長。

○教育長(清水建也君) ご指摘のように、今現在、トレーニング室を利用いただく場合は、 その都度1回200円をお支払いいただいている形になってございます。

今、ご指摘いただきましたように近隣市町村も月額で取っているとこでありますとか、回数券によります徴収方法をとっているとこもございますので、その実態につきまして調査するなり研究をしてまいりたいという考えてございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- ○議長(嶋田善行君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) 今後、いろんな声に耳を傾けていただき、少しでも住民の利便がよく なるように研究してください。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

在宅介護についてであります。

団塊の世代が10年後には後期高齢者の枠組みに入ろうとしている状況の中で、今後さらに在宅介護の必要性が高まっていると考えられます。

そこで、町として介護が必要となっても安心して在宅において生活する上での現状のサービス及び今後必要と考えられるサービスについて、町の認識をお伺いいたします。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) 本町におきましては、団塊の世代が後期高齢者となる時期を 見据え、高齢者ができる限り住みなれた地域で暮らし続けられるよう総合的な高齢者支援サ ービス体制の整備を図るため、第4次斑鳩町総合計画及び第5期斑鳩町介護保険事業計画、 高齢者福祉計画を策定し、取り組んでいるところでございます。

具体的には、介護が必要となれば訪問介護や通所介護といったサービスを中心とする介護 保険のサービスで対応していくこととなりますので、高齢者がふえ続けたとしてもそのサー ビスの供給が不足しないよう、介護保険の保険者としてその給付状況を的確に把握し、適正 なサービス供給体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

その中で今後ふえ続けると考えられる認知症を持った高齢者への対策も必要となることから、昨年の秋には一事業所の募集を行いまして、平成25年度において、その指定を行う予定をしております。しかしながら、サービスの供給体制を整備することは、供給量が増加することとなり、保険料にも影響を及ぼすこととなりますので、その点につきましては、介護保険運営協議会等で審議を行い、的確なサービスの供給に努めてまいりたいと考えております。

また、ひとり暮らし高齢者等の対策や、在宅で介護をしている家族の負担軽減も重要であ

ると考えております。ひとり暮らし高齢者等の対策では、乳酸菌飲料の配布、緊急通報装置の貸与事業等の安否の確認サービスを中心に、一方また、家族介護の支援では、家族介護用品の支給のほか、家族介護教室の開催や相談体制の充実を図り、介護者の身体的、精神的または経済的負担の軽減について引き続き支援に努めてまいりたいと考えております。

そのほか、何よりも地域の中で相互に助け合っていくことが重要でございますので、その地域づくりも進めていくことも必要でございます。また、町民一人ひとりが、若いころから健康管理に努め、将来介護が必要とならないよう、努めていただくことも重要であると考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) 今のお答えのとおりだと思います。介護保険にとらわれずに、高齢者 のみの世帯やひとり暮らしの高齢者の対策を推進していただき、もう一方では、第4次斑鳩 町総合計画のスローガンである行政と住民の協働でこの問題を町全体で解決しなければなら ないと思います。

今後は、小地域福祉会や民生委員さんとの連携をなお一層強化してください。よろしくお願いいたします。

次に、高齢者の方が、一人では生活が困難になってきているが、特に病気がない場合に入 院ができない、介護保険サービスを受けることによって在宅での生活を続ける必要になった 場合、24時間365日、在宅において安心して生活する上での現状のサービス及び今後必 要と考えられるサービスについてをお伺いいたします。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) ただいま質問者がおっしゃいましたとおり、今後、高齢者の増加とともにひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの所帯が増加いたしまして、在宅におけるサービスの充実の必要性がさらに重要となっていくと考えております。

その中で、24時間安心して住みなれた地域で暮らしていくための対策ということでございますが、現在のところ、先ほどでも答弁させていただきましたが、介護が必要になれば介護保険のサービスを中心に受けていただくことによって、また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方々には、乳酸菌飲料の配布等により見守りのための事業や、軽度生活支援事業などの日常生活を支援する事業を受けていただくことによって、その対策に努めているところでございます。

今後、その対策をさらに必要と考えられることに対しましては、現在、国において、住まい・医療・介護・予防それから生活支援が一体的に提供されるという地域包括ケアの実現を

目指すということでございます。しかし、介護保険制度において、この平成24年度より新たに創設された24時間対応の定期循環・随時対応サービスが、介護報酬や人員確保の問題等から、現在のところ奈良県内には提供する事業所がないという状態でございます。また、地域密着型サービスや有料老人ホームの24時間安心して生活できる在宅づくりの環境整備も十分とは言えないことなど、資金面や介護基盤の成長を考える中で、現段階ではその実現に向けて克服しなければならない課題が山積していると考えております。町といたしましては、10年後を見据え、今後も少しでもその実現に近づくよう各計画に基づきさまざまな施策に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) 確かに、国の方針によって難しい部分があると思いますが、在宅介護 が利用者にとってよりよいものになるようにしてください。

では、視点を変えて質問をさせていただきます。

介護保険サービスを受けた利用者に対し、給付通知を送っていただいておりますが、その中でサービスを受けたことに身に覚えがないといった問い合わせがあったのかという状況と介護保険を維持継続するために事業者が不正な請求等を防止するようなことを行っているのかをお伺いいたします。

また、この一、二年で、町内の介護保険事業者で開業及び新規事業者の推移を教えてください。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) 利用者が行います介護保険サービスの点検につきましては、 年3回、介護給付費の通知書を送付いたしまして、利用者の方にその受けられたサービスの 内容等を確認していただいております。利用者の方には、ケアマネージャーから提供されて いるサービスの利用表や領収書と合っているか等を確認していただいておりますが、その中 で実際に受けていないサービスの請求があったという事実は、現在までございませんでした。

町が実施いたします事業所の給付内容の点検といたしましては、国民健康保険団体連合会から提供される給付データを用いまして、医療情報との突合や重複請求の有無、また同一事業所におけるサービス利用の割合等を確認することにより行っております。

その他に、指定権者であります県の立ち入り監査の実施などにより、事業所の管理に努めているところでございます。

介護保険事業者の最近の動向でございますが、平成22年度以降、居宅介護支援が2事業 所、それから訪問看護、通所介護、訪問介護がそれぞれ1件の事業所の新規指定がございま した。それから廃業された事業所はないということでございます。

- ○議長(嶋田善行君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴 吉晴君) 今後、利用者の増加が予想される介護保険が、利用者の視点に立った ものにしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。 ご清聴ありがとうございました。
- ○議長(嶋田善行君) 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。続いて、1番、宮﨑議員の一般質問をお受けいたします。1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

それではまず初めに、ISO審査についてでありますけど、ISOの審査については、以前、同僚議員が質問、2年ほど前にされたと思いますけど、なおかつされておりますのでもう一度聞きたいと思いまして。ISOを何年運用されているのか、また、これまでどの程度の費用を、運用に費用を要したか、これに対して費用対効果はどうなったのか、それちょっとお聞かせ願えますか。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) 町役場では、環境保全施策の計画的な執行や省エネルギーや 省資源による環境負荷低減など、環境上の意義、それから職員の環境意識の向上やPDCA サイクルによる効率的な行政運営などの経営上の意義、それから町民や事業者の環境に対す る関心の向上といった啓発上の意義、この3点をISO14001の認証取得を目指す目的 として、平成14年の10月に運用を開始いたしております。

それから、平成15年2月26日にISO14001に登録が認められてから今日まで、 3年に一度の更新審査を3回受審いたしまして、現在、ISOの登録4期、11年目を迎え ているところでございます。

次に、これまで運用にかかった費用と費用対効果ということでございますが、平成23年度までの決算で1,306万1,326円がISOの運用費として要しております。これに対します費用対効果でございますが、省エネ、省資源などのオフィス活動では、ISOに取り組む前の年、平成13年度を基準にいたしまして、ISOへの取り組みをしなかった場合、光熱水費や燃料が平成13年度から平成23年度までの11年間で約2億円程度必要だったものが、取り組みを行った実績値で約1億7,700万円と、11年間で約2,300万円

節減できております。また、当町では先ほど申し上げましたように3つの目的を達成していくために環境に影響のある事務事業は、その大小にかかわらず、全てシステム運用の対象としておりますので、特にソフト事業など、費用対効果として算出するのが難しい事務事業も多くございますが、そういった意味から、ISO14001に取り組む効果は大きいものがあると考えているところでございます。

- ○議長(嶋田善行君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) わかりました。

それでは、2番目の質問なんですけど、これに対して、ISOをやられておられて、一部の関係者のみの運営になったり、惰性での運営になったりすることが、個人事業者の場合とかは多いんですけど、斑鳩町での実態はどうか、職員全員がISOというのがわかっておられるか、ちょっとお聞かせ願えますか。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) 先ほど答弁させていただきましたが、既にISO14001 のシステムを運用いたしまして11年を経過しておりますので、運用開始から携わっている 職員と、ことし採用した職員では当然意識に差がございます。また、長年、環境マネジメントシステムにかかわっている職員でも意識を持続させることが、運用上、大きな課題でもございます。

そういったことから当町では、意識づけや持続を図るための研修の充実を図っているとこ ろでございます。

まず、意識づけでは、新規採用職員には、採用前の事前研修におきまして、環境マネジメントシステムの研修の時間を設け、ISOの概要についての研修を行っております。また、採用後は1週間以内にその配属先で具体的な当町の環境マネジメントシステムについての研修を受講することをシステムで定めているところでございます。

また、それ以外の職員につきましては、年1回の課内のレベルアップ研修の実施を行うこととしており、テーマにつきましても、事務局から指示することもございますが、ここ数年は各課で研修テーマを設定いたしまして、職員一人ひとりが課内における現状の問題点や課題の把握に努めるように工夫しているところでございます。

また、年1回行います内部環境監査におきましても、課長補佐級以上の職員には、監査する側、される側の両方を経験することによりましてシステム全般への理解が深まることから、内部環境監査の資格を有するための研修受講を義務づけているところでございます。

また、ISO14001では3年に一度の更新審査、毎年の定期審査など、外部審査員に

よります審査が実施されます。その際、外部監査員からはシステム運用に対しての助言あるいは改善すべき点などの指摘事項をいただきますが、当町ではその都度、次の審査までにマニュアルなどのシステムを改訂し、改善することにより、さらに職員の意識を向上させているところでございます。

このように、各年代に応じた研修や審査での指摘事項に対する改善を通じて職員全員が I S O 1 4 O O 1 のシステムを理解し、常に課題意識を持って持続していることから、先ほど申し上げました費用対効果が生まれているものと考えておりまして、今後も創意工夫しながら意識の持続を図っていきたいと考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) 確かにすばらしいことだと思います。

この、今作っておられるマネジメントシステムとか、その辺の職員の方とかはみんなわかっておられるということで、外部の審査を受けるということで、ISOに登録していく意味があるのか、これからいつまで審査を受けていくのか、内部監査だけでやっていけるのではないかということがちょっと感じられたんですけど、その辺はどうですやろ。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) このISO14001の規格では、外部審査による認証によらず、規格に適合することを自己宣言することが認められております。ピーク時には自治体の関係では500団体ほど全国で登録されておりましたが、現在では約150団体程度まで減少をしているという状況でございます。

この自己宣言をする場合でも、客観性や透明性を保つ必要が必要となり、多くの自治体では、内部監査に有識者や住民代表を参加させるなどしており、そのための新たな経費も必要となりますので、小さな都市ほど自己宣言の費用面での効果は薄いと言われております。また、当町では、全国的にもまだ例の少ないゼロ・ウエイストを目指すなど、町全体で地球温暖化の防止を初めとした地球環境問題の解決に、今後さらに力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。この目指しておりますゼロ・ウエイストを実現するためには、社会の仕組みそのものを変えていく必要がございますので、住民、事業者、行政の一体的となった取り組みはもちろんのこと、他の自治体、企業、政府への働きかけが不可欠となってまいります。

こういった点からも、町役場みずからが率先して地球環境問題の解決に取り組むとともに、 地球環境の保全と創造への先導的役割を担っていく視点を広く内外に示す必要があり、この 国際規格に基づく客観性と透明性を持った ISO14001の外部審査は、町の環境施策に 対する前向きな姿勢を広くアピールする手段として今後も必要であると、このように考えて いるところでございます。

- ○議長(嶋田善行君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) わかりました。かなり大変なことだと思いますけど、志は高くという ことで私もかなり評価してますので、今後とも続けていかれるということでよろしくお願い いたします。

それでは、次の2番目の焼却場跡についてなんですけど、1番目の年度別で解体していくのはということで、前日の回答をいただいて、ほかの議員さんが聞かれておられて回答をいただいてますので、次の2番目の解体後の土地の利用について、ちょっとお聞かせを願えますか。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) この解体後の土地利用についてということでございますが、 この衛生処理場には、本来、撤去いたします焼却棟のほかに、職員の事務所がございます管 理棟と、それから収集車の車庫等がございます。これらにつきましては現在、最終処分場内 で進めております可燃ごみの積みかえ施設整備事業が完了いたしまして、軌道に乗りまして から、事務所、車庫等の移転についても計画をしております。

これらの計画に合わせまして、衛生処理場の跡地利用について検討をすることとしておりますので、この跡地利用につきましては今後議会とも十分にご相談を申し上げながら検討してまいりたいと、このように考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) そうですね。せっかくあれだけ大きい土地がありますので。

私の次の3番の質問と関連するんですけど、あそこにちょうど大和郡山市との境界の水路 または里道等がございます。あれも含めて整備していくのか、また、大和郡山市との境界が どうなっているのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) この大和郡山市との境界でございますが、この衛生処理場の 東側には大和郡山市の水路敷と、それから斑鳩町側には堤塘敷がございます。また、衛生処 理場の南側にあります工場との間には幅4メートル、延長が52.8メートルの里道がござ います。

この衛生処理場の跡地利用につきましては、この里道とそれから堤塘敷を一体的に整備してはどうかということでございますけれども、衛生処理場の隣接、横には東老人憩の家もご

ざいます。そういったことから、この里道とそれから堤塘敷も含めまして一体的な整備となりますと、その老人憩の家も含めての利用ということになりますので、そのあたりも含めまして、先ほど申し上げましたが、十分、今後議会ともそういうご相談申し上げながら、検討してまいりたいと、このように考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮崎和彦君) わかりました。あそこにちょうど住んでおられる方も、水路、斑鳩町 のほうはきれいに整備されているんですけど、郡山市のほうがコンクリートも大分汚くて水 がたまっているということで、今後また郡山市と十分検討していただいて、整備していただ きたいなと思います。

それでは3番目の道路標識についてですけど、これは3つ書いてますけど、一度に1つ回答をいただいたらいいかと思うんですけど。

今回、産業振興課で三町という所ですか、あそこを散策するようなあれが出てたんですけど、そのことについて、公共の町営駐車場です。この前たまたま見たんですけど、あそこ進入禁止になってるんですけど、よそから来られた方がどういうふうに行っていいのかわからなく、進入禁止のほうから入られておられました。これからあそこへ車を置かれて散策されるについても、公共施設への案内とか駐車場の案内、どういうふうに入るのかという標識についてご検討願いたいと思いますけど、町はどういうふうに考えておられますか。

- ○議長(嶋田善行君) 藤川都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤川岳志君) 法隆寺観光自動車駐車場の入り口がわかりにくいというご質 間であろうかと思います。

法隆寺観光自動車駐車場の案内といたしまして、これまで、県道大和高田斑鳩線の興留地 区に設置しておりました情報盤を利用いたしまして、昨年におきまして、案内内容を、国道 25号との交差点を左折していただいて法隆寺参道まで誘導をするというような地図表記に 変更したところでございます。町外からの観光客の方に対しましても、観光自動車駐車場の 場所がよりわかりやすい案内となるように改善に努めております。

ご指摘の法隆寺観光自動車駐車場の入り口でございますけれども、わかりにくいということで、今後できるだけ、来町される方によりわかりやすいように案内標識の改善ができるように検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- ○議長(嶋田善行君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) 私、今朝も通ってきたんですけど、進入禁止の看板はよくわかったん

ですけど、その横に書いている地図が、バリカーですか、進入禁止のバリカーの陰になって よく見えないということで、ああいうちょっとした工夫ですか、していただきたいなと思い ますし、今後、国のほうでまた歩道を設置されるということで、前が開けたらまたその辺の 看板をまた設置できるんじゃないかと思いますので、その辺またご検討をよろしくお願いい たします。

続きまして4番目に、県管理と斑鳩町についてなんですけど、これは水路の上に、駅前でいいますと前の風呂屋さんですか、あの上を駐車場にされておられたり、先ほどの県の水路の上に鉄板をひいてその上に車をとめておられる興留のとこなんですけど、前の材木屋さんの前のとこなんですけど、その辺に鉄板をひかれて、みんな自分の駐車場にされておられるんですけど、その辺の管理はどうなっておられるのか、また、そういうのをしてもいいのかなと、だめだということはわかってるんですけど、その辺は町のほうはどうされて考えておられるのか、お願いします。

- ○議長(嶋田善行君) 藤川都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤川岳志君) ただいまご指摘いただきました一点目でございますが、県道 大和高田斑鳩線の水路上を占用して駐車をされているということについてでございます。

この水路は、県管理の区域でございますことから、県に対しまして十分調査をして占用者に対する指導を依頼をしてまいりたいと考えております。また、三代川におけます占用物件の駐車につきましても、現在、県の三代川改修事業が進められておりますことから、そうした事業の進捗の中で適正な対応が図られるということで考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) そうですね。できるだけ指導していただいて、やったもの勝ちみたい なことになってもぐあいが悪いと思いますので、よろしくお願いします。

それに関連するんですけど、2番目の道路管理なんですけど、三代川の、私いつも駅に行くんですけど、あのうねった、道路がうねっているのが何とかならないのか。あれ、見ていても冷や冷やする場面が結構多いので、高齢者の自転車事故も結構ふえているということで、その辺についてちょっとお伺いできますか。

- ○議長(嶋田善行君) 藤川都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤川岳志君) 現在、三代川には左岸側の土地を利用されるために多くの床板が設置されておりますことで、道路が高くなったり低くなったりしている部分が見受けられまして、その部分で道路がうねったような状態になっております。

現在、県事業として取り組まれております三代川河川改修事業では、河川の改修はもちろ

んのことでございますが、三代川の左岸側にも道路を設けていくという計画になっておりま して、現在数多くある床板等を今後減らしていくという計画となってございます。

今後、三代川の河川改修が進むことによりまして、床板等が減り、結果として道路のうね りも解消していくということになっているということで考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮崎和彦君) 根本的なものは三代川の改修ということになってくると思いますので、 県のほうに、以前から言っていますけど、どんどん、どんどん言っていただいて、一日でも 早く改修していただくように。また6月もきますので、また溢水するかもわかりませんので、 その検討もよろしくお願いいたします。

そして、3番目なんですけど、それに対して草刈りの状態なんですけど、河川とか国とかが所有している土地または河川敷なんですけど、その辺の草刈りはどの程度されているのか、お聞かせ願えますか。

- ○議長(嶋田善行君) 藤川都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤川岳志君) ご質問の、国及び県が管理をしております河川の草刈りの状況を説明させていただきます。

まず、国が管理をしております大和川の堤防等の草刈りでございますけれども、年に2回の草刈りがなされております。また、いかるがパークウェイの未着工事業用地につきましては年2回、これも年2回、草刈りをしていただいております。現在は、防草シートを設置してできるだけ草が生えないような対処方法をされているところでございます。

次に、県管理の河川につきましては、草刈りは年1回ということで実施をされております。 なお、大和川及び県管理河川の堤防敷を町道として占用させていただいている区間につきま しては、県・国の草刈りとあわせまして年3回、道路管理区域の草刈りを実施していると、 こういう状況になってございます。

- ○議長(嶋田善行君)1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮﨑和彦君) 最近、花粉症とか、雑草でもアレルギーになられる方がたくさんおられますので、この辺は十分して、草刈りをやっていっていただきたいなと思います。防草シートもかけておられているんですけども、これは景観のこともあるので、その辺は十分検討していただきたいと思います。

それでは、最後の5番目の質問なんですけど、集会所についてということで、先ほど、幸前自治会の集会所なんですけど、その整備において太陽光発電を設置しているということで、 補償として、地元負担を補償していると思いますけど、町がどのような補償要望について、 どこまで対応しておられるのか、その辺をお聞かせ願えますか。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) 火葬場や鳩水園などの衛生施設につきましては、周辺住民の 方々のご理解・ご協力のもとで設置や運営をすることができております。その協力をいただ く中で補償要望が出てまいりますが、補償の対象といたしましては、あくまでその地域に対 して行うものでございますので、集会所等の施設あるいは道路や水路の整備など、公共性が あり、地域の皆様の有益になるような事業に対して実施するものでございまして、個人のみ の利益となるような事業などについては、補償要望が出てまいりましてもお断りしていると ころでございます。

ただいまご質問いただいております集会所におきます太陽光発電設置につきましては、公 益性があり、地域の皆様の有益になる事業となりますので、補償の対象として今後も対応さ せていただくことになります。

なお、衛生処理場の周辺の地域につきましては焼却処理を廃止しておりますので、平成24年度以降の新たな要望は受けておりませんので、この点はご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(嶋田善行君) 1番、宮﨑議員。
- ○1番(宮崎和彦君) 今、答弁いただきましたんですけど、聞いてましたら、ほかの集会所の補償が残されているということは、またその地域では、集会所を以前に建てたとこでも、この太陽光発電があるから乗せても構わないというような感じですので。

あと、私が1つ感じたのは、補償であまり上限がないんかなということで、これから検討 もしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(嶋田善行君) 以上で、1番、宮﨑議員の一般質問は終わりました。

続きまして、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) それでは、私の通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に書かせていただいております、実は、これはテレビでの報道で私自身は見たんですが、血管若返りプロジェクトとして、人口10万人の埼玉県坂戸市で行われております 葉酸プロジェクトという事業の内容が紹介されておりまして、なかなかよい取り組みだなと 思って最後まで見入ってしまいました。

それを見ているうちに、私自身も数年前にあるスーパーへ買い物に行ったときに、そこには非常にコンパクトな機械が3台ほどおいてあって、指先で血管年齢を測るということを、どこかの医療機関だと思うんですが、そこへ出張ってきてやっていただいていた。私自身は興味があったので、私も並んで測ってもらったんですが、自分の実年齢と余りかけ離れてなかったのでちょっとその場では余り関心もなくそのまま帰りましたけれども、そのときに、実年齢より非常に高いというふうな判断が出された方については、看護師さんなどに呼びとめられてアドバイスを受けておられたということが、以前に私自身も経験をしております。

その状況を見ている中で、確かに斑鳩町では健康なお年寄り、健康で長寿を目指す、いろ んな計画もしていただいて、取り組みもしていただいているということは私自身も認識をし ているところではございますが、ただ、そういうふうに個人、個人が目に見える形で自分自 身の問題点が数字などではっきり出たら、より認識が深まる、より意識が高くなるというふ うな状況になるのではないかな、より今斑鳩町がやっている計画の実効を高めていけること ができるのではないかな、こういうふうに思いまして、それで考えていましたが、骨密度の 検査は定期的に結構、年に何回かやっていただいています。聞きますと、骨密度のあの機械 は町が持っている物ではなくて、その測定をするときに業者に委託をして、1日幾らという 形でレンタル料を支払って骨密度検査をやっているということだったので、それじゃあ私が 見た物は非常にコンパクトな機械だったし、医療機関もそうやって持ってきていた。これら については、機械そのものは一体幾らぐらいするんだろうな。また、そんなに高い物でなけ れば購入はできないのか、また、購入するのは大変だけれども骨密度を測定する機械と同じ ように1日数万円でのレンタルが可能ならば、そういう健康のイベントやそういうときにそ ういうものを取り入れてやっていけないかな。もう、予算のほうが25年度は固まってきて おりますけれども、価格にもよりまして、その事業費の中で万が一やりくりできることはな いやろうかとか、自分自身もそんなことをいろいろ考えながら、何とかできるだけ早くやっ ぱり自分自身の健康というものをより認識していただける。この血管年齢は心臓の心筋梗塞 であったり、脳梗塞であったり、一般的な成人病、糖尿病なども含めて、この血管年齢とい うのは今非常に世間的にもよく言われている問題ですので、ぜひ何とかならないかなという ことから、今回まず、町としてこういう取り組みについてどうだろうかということをお尋ね をしたいと思います。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) 血管年齢を認知してもらうというか、そういう取り組みを行

ったらどうかというご質問でございますが、血管は生活習慣病などによりまして、動脈硬化のリスクが高まり、血管の老化が進み、一度老化してしまった血管は若返らないと考えられていましたが、近年、食事や運動で若返らせることができることがわかってまいりました。

ただいま質問者が紹介していただきました埼玉県坂戸市では、葉酸の摂取が脳梗塞や認知 症に効果があるという地元の大学の研究の成果を取り入れられまして、血管の若返りを目的 として葉酸プロジェクトを実施されています。

この葉酸でございますが、ビタミンB群の一種で、ホウレンソウ、ブロッコリー、枝豆、 ルッコラなどに含まれておりますが、この坂戸市はルッコラの作付を行って、その食品開発 も行い、健康分野だけでなく地元大学や地元産業と連携した取り組みをされておられます。

この葉酸は胎児の成長発達には欠かせない栄養素でございまして、母子手帳にも摂取の大切さについて掲載をされておりまして、当町では両親学級や離乳食教室等で啓発するとともに、食育ではこれらの野菜や緑黄色野菜等を取り入れた栄養バランスのよい食事をとることや、運動を取り入れたメタボリックシンドローム予防教室等を行い、動脈硬化の予防や生活習慣病予防に取り組んでいるところでございます。

また、先ほど質問者が検査された指先での検査でございますが、末梢血管循環の血流の機能状態を測定評価するものであって、約20秒ぐらいで検査できることから、簡易に血管状態がわかるということから、この健康の動機づけにはよいと考えております。

ただ、この計測器は70万円程度で販売されております。町で購入あるいはレンタルという方法もございますけれども、今、国民健康保険団体連合会のほうで健康機器の貸し出しを行っております。その機器の中にはこの測定器はございませんけれども、今後購入していただけるような形で国保団体連合会にも要望をしてまいりたいと、そしてまた活用できるような方法も今後検討してまいりたいと、このように考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 今まさしく部長の答弁にありますが、妊婦さんであったり、授乳期の若い人たちも大切な物なんですね。大切ですよと言っても、不思議と自分は大丈夫みたいな変な過信が若いときにはあったりするんですけれども、でも、私が測っていただいたときには、実年齢と私はあんまり変わらなかったんですが、意外にも隣ではかっていた若い女性が実年齢と大きくかけ離れて、すごく年齢が高い診断を出されておられた若い女性の方もいらっしゃいました。

そういうことから、やはりこれについては意識を皆さんにきっちり持っていただきたい。 子育て支援をしている斑鳩町としても、若い人から、またお年寄り、それから妊娠・授乳、 そしてまた私たちもできるだけ健康で、そしてお歳を召してきてもそういう血管性の病気であったり、成人病などをより防いで、健康でほんとに長生きをしていただく、医療費も抑えていく、こういう取り組みになるような形でぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

今、ちょっと金額のこともおっしゃられましたけれども、健康まつりとかそういうふうな形で今までやってきて、今またほかの行事と合併した形で、それでも健康に対して考えていただこうというような行事、年に一度やっている行事などで、せめてレンタルででも借りてきていただいて、その測定なんかも一遍やってみていただいて、町でできそうやったらまず町でやっていただけないかなというのは、これは要望です。

部長が言われました国保連合会、今後、国保の広域化という問題が進んでいく中であっても、今、各市町村の担当が集まって、それに向けていろんな協議をしていただいているように私は認識しております。そんな中にあっても、そういう席で、この坂戸市さんは10万都市でやっておられるプロジェクトを逆に県レベルになると、もっといいプロジェクトができるかもわかりません。こういうことを斑鳩町からぜひとも発信していっていただきたいなというふうに思っているんですが、そこらのところはいかがでしょうか。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) 質問者もご承知のように、この国民健康保険につきましては 町村単位で財政運営を行っておりますことから、被保険者の年齢構成や取得区分の差異が大 きいことや、医療機関の偏在によって給付差が生じるなどの構造的な問題を抱えております。 市町村単位で国保財政を運用することが非常に困難になりつつあります。

こうしたことから、給付と負担の公平性、また将来にわたり安定した制度運用を確保する ためにも、国による一元化が図られる必要がありまして、その前段階として、都道府県単位 による広域の推進が必要となっております。

奈良県におきましても、平成22年12月に策定をされました奈良県国民健康保険広域化等支援方針に基づきまして、県単位化に向けた環境整備を実際、現在進めております。平成27年に保険財政共同安定化事業が拡充され、市町村国保全ての医療費を県内全市町村が共同で負担するという、支出面での県単位化が図られるため、県内市町村国保の総医療費支出をもとに必要となる総保険料収入を見積もった上で、共通の保険料率を設定し、収入面においても県単位化を目指す必要がございます。

現在、奈良県と奈良県下の全市町村、また国保連合会も入った市町村国民健康保険の運営のあり方の検討にかかわるワーキンググループで、まず27年度を目途にした標準保険料の

あり方につきまして協議を行っておるところでございます。そして、このワーキンググループの取り組みの中では、保険料の標準化ほか、国保財政に大きく影響を及ぼしている医療費の適正化につきましても、医療費分析を通じて、生活習慣病予防に重点を置いた健康づくりの推進も平行して協議を行っているところでございます。

この生活習慣病が、健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、国民医療費にも大きな影響を与え、厳しい財政運営が続く国民健康財政にとって大きな、大変重要な問題と考えております。

今、質問者が申されておられます埼玉県坂戸市が取り組んでおられる葉酸プロジェクトや 血管年齢測定は、生活習慣病予防対策の1つの取り組みとして、長い目で見ますと医療費抑 制にもつながるものと考えておりますので、このワーキンググループの中で、またほかの機 会もございましたら、こうした取り組みにつきましての提案あるいは情報等を申し上げてま いりたいと、このように考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) ぜひともお願いしたいと思います。

私、この問題をあえて取り上げさせていただきましたのは、テレビの報道で見ておりましたら、この血管年齢を測定する、血管の動脈硬化を測定するという、こういうことを世界の中で72カ国が義務づけているんですね、医療として。でも、日本は義務づけられていないんです。ですから、義務づけられていないということで後回しになっているような考え方があるんですが、だからこそ保険がきかないこういうものだからこそ、そして皆さん方により認識を高く持っていただくために必要であるということを私は思いましたので、重ねてそのことを申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に書かせていただいておりますのは、空き家バンクについてなんです。

この空き家バンクについては、非常に私自身も以前から関心を持っておりました。法隆寺 地域でも歩いているとぽつぽつと空き家がありますが、これが町全体で言えばかなりの数に 上ってきているのではないか、このまま誰も住まずに朽ちていくということを思っておると、 ほんとに斑鳩町にとってはいろんな面で残念な問題だなと以前から思っておりまして、最近 では空き家バンクというものをつくって起動させ運用をしておられる市町村などの例なども、 私自身も少し勉強をさせていただいております。

これを、質問を出させていただきましたら、まず総務課から聞き取りに来られました。

「あれ、総務課か」と思ったんですが、それは町長の提出議案説明の10ページにあります、その空き家の適正な管理を行うことでの防犯について、ここで書かれておりました。

ところが、私は都市計画審議会のメンバーでもございまして、斑鳩町の歴史的風致維持向 上計画の案というのが今、都計審のほうに示されておりますが、この中には明らかに空き家 バンクという「バンク」という言葉が出てまいります。

そんな中にありまして、まず、斑鳩町がどない思てるんやろう、どういうふうにしていこうと思ってるんやろうというのが、まず第一の私の大きな疑問というふうになりましたので、ここでまずお聞かせいただきたいのは、まず総務課が来ていただきました。それは防犯の関係について、これの調査をされたということを聞いております。空き家の調査。

私たち厚生委員会では、空き地などの管理などについては、環境対策課なんかに、いろんなことを今まで、こんな草を刈ってもいいような代執行の、平群町がやってるような要綱をつくられへんのやろうかとか、そんな話も以前にしたこともありましたけれども、そういう各課にはわたっているけれども、今回は空き家の調査を総務課のほうでされたということですので、どんなふうにされたのか、そしてまたその調査の結果、それをどうしていこうとされているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(嶋田善行君) 西本総務部長。
- ○総務部長(西本喜一君) 空き家の関係でございます。

空き家につきましては、主に防災・防犯の観点から、全国的にも問題になっているところでございます。

当町におきましても、管理不全となっている空き家の存在が確認されており、これまでは 状況にあわせて個別に対応をしてまいりましたけれども、近年、空き家に関する問題が増加 傾向にあることを踏まえ、昨年の12月に質問者もおっしゃいました斑鳩町の空き家に関す る調査を実施をいたしました。

調査内容としましては、主に外観によって空き家と判断される建物につきまして、防犯・ 防災、生活環境保全の観点から、問題となる点の有無を確認をいたしました。

その結果、現在、町内には管理不全の状態にある空き家が63軒存在するということが判明いたしました。

しかしながら、空き家の問題については、防犯・防災の観点だけではなく、環境への悪影響の防止、歴史的な町並みの保存、観光資源として活用、転入希望者への住宅供給など、さまざまな観点から総合的な対策を講じていく必要があると考えておりまして、そのために、今質問者が提案されております空き家バンクの運用につきましても、1つの有効な手段であると考えているところであります。

今後、このような状況を踏まえた上で、総合的な観点から、斑鳩町にとってふさわしい空

き家対策について具体的な方法を前向きに検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 総務課のほうから総合的なご答弁はいただきました。今後、実際に空き家バンクというものがつくられていくとした場合、どこがどうなっていくのかはわかりませんが、見えにくいんですが、私は常日ごろから縦割り行政ではなく、行政は横断的に、横の連携もとりながらいろいろな課が連携をしながらそういった施策を進めていくということは非常に重要だということも言いました。部長の答弁の中にもありましたように、斑鳩町に住みたいという若い方、老後、定年退職をされた方が、斑鳩町で住みたい、けれども新築の家を新たに買うとなったら高いと、じゃあどうしようかと言ったときにも、ぜひともこういうものがありますよということでご紹介できるような、こういうのはどうでしょうとご紹介できるような形で、私はこれからも人口を減らさず、高齢化率をできるだけ抑えて、活発な斑鳩町のまちづくりというものを、これからも私自身も目指したいという観点で、この問題については特に以前から関心がありましたので申し上げておきたいと思います。

今後の取り組み方についてはまた、その中で協議をされるということに期待をしておきたいと思いますが、ただ、都市計画審議会に出されました先ほど言いました計画の中では、情報バンクをつくりますよということで出てきてたんですけれども、都計審の中でも私少し言わせていただきましたが、多分、委員の方からも出ておりました。バンクというものにしていくとなると、もう少し年数が先になるのかもわからないですが、ここでは空き家再生促進事業を平成28年度から34年度にかけてやりますよという計画になっているんですが、委員さんもおっしゃってましたし、私も思ったんですけど、特にまちなか観光で補助金を取ってこういう計画もつくっていく中で、28年というのは余りにも遅過ぎるんじゃないのという気がして仕方がないんです。

都計審の中でも、今準備をしているというふうな事務局としての委員に対する答えがありましたけれども、それじゃあどこまで、都市整備課など、この計画にかかわる観光産業課であったり都市整備課が、どこまでこの計画に関しての、この地域のことに関してやっておられるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(嶋田善行君) 藤川都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤川岳志君) ただいまご指摘いただいております歴史的風致向上計画の中で、対策の事業といたしまして空き家情報バンクというのを掲げているところでございます。 この空き家情報バンクにつきましては、歴史的建造物等ですね、非常にまちづくりや景観保全を進めていく上では貴重な資源がございます。歴史的建造物の保存に向けた行政として

のやはり支援が当然必要であろうかと思います。

どこまでかかわっているのかということでございますけれども、このまちなか観光につきましては、観光面でできるだけ着地型観光を進めていくという上では、この歴史的建造物がまち歩きをしていただくための拠点ということでは非常に重要な施設であろうかと思っております。そういう意味で、この地域の方々と協働しながらこの計画を組み立てていきたいというふうに考えております。

また、都市整備課におきましても、この総合計画で掲げさせていただいておりますように、 町並みの保全、保存、活用といったところで、この建造物を非常に重要なものと位置づけて おりますので、そういった各それぞれの課の原課の対応をしてまいりたいと考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 今の部長の答弁やったら、結局、考えていることだけであって、実際何をやっているのかというのは全く見えない答弁でした。「今、準備をしております」ということを都計審の中で答えておられましたし、ここには、特に今、補助をいただいて計画を立てる三町、特定されています。じゃあ、そこの三町にある空き家というのはもう、数軒あります。裏へ回るともっとありますが。

そんな中で、どこまでどない進めているんですかということを私は聞きたいんです。耐震診断なんかは、もう既に行われてて、いよいよ何かせなあかんとなったときには、もう診断が出てて、ここを補強せなあかん、ここを改修せなあかんとか、そんなとこまできちっとできてあるのかどうか。それとも、いやいや、もう、耐震改修とかせなあかんかったら、もう診断してからやりますねんと言うのか。そうやって放っておくと、住んでない建物はどんどん古くなりますし、その間に、もしかしたら地震がくるかもしれないし。だから、大事な物やったら早く取り組めばいいと思います。

空き家バンクというのは、年数がしばらくは、ちょっと勉強もいろいろせんならん、先進地の例を見ながらいろいろせんならんとは思います。けれども、この計画の中の補助をいただいてやろうとしている事業の中では、取っかかりとしては、もう既にそんな思っているだけではなくて、実際にやっていってなあかんのとちゃうかなというふうには思っているんですが、その辺について、耐震診断の考え方やったり、どっからどない手をつけようと思ってはるのか、お聞かせいただけますか。

- ○議長(嶋田善行君) 池田副町長。
- ○副町長(池田善紀君) まず、今、三町、前の都計審の資料でも説明されております。まず、 まちづくりをやってるんです。今、三町のまちづくりを進めております。この計画につきま

して、委員もご承知のようにこの前説明させていただいて、文科省、農林水産省、国交省、 3省で今、国のほうで協議をいたしております。

そして今、三町のほうでは、そしたらこういうまちづくりをしていこうということで、地域の皆様方、自治会とか、そういう若い起業家の商店街の方、また、お年寄りの商店街の方も入って説明会をされております。こういうまちづくりをやっていこうと。重点区域はこんだけですよと、西里も入ってましたね、その中でこういうまちづくりをやっていこうと。今、そういう取り組みをやっていく最中でありまして、その中でこの全体のまちづくり計画をやっていこうと、やっているところです。

その計画の1つとして空き家バンクというのがあり、町家を、ここでは町家を中心とした 空き家バンク制度となっておりました。

ただ、議員がお尋ねのように、そしたら町全体でもっと空き家があるんじゃないかというご質問がありました。それについては当然、空き家については、先ほども部長も申し上げましたように、防犯、環境、それとまちづくり、3点の面から見て非常に問題があると。これらについても当然取り組んでいきなさいよというご指摘が、委員会の中でも審議会の中でもされました。そのときに町のほうとしても当然全体的に今こういうことですから取り組んでいきますと、やっております。

そして、今はそういう状況です。そういう状況を、まず機運を盛り上げていってやっていこうとやっておりますので、その中でそうしたら古い建物は耐震診断はどないしていくんやというお尋ねでしたけれども、今、そうしたら三町で歴史的建造物と指定されております建物、あの中で、あの計画の中でも歴史的建造物、いわゆる古い建物については守っていく必要があると考えておりますので、それについては今後、やはり耐震診断は、やはり所有者の方にお願いして、耐震診断をやってくださいよと。そしたらまた、補強の問題がありますので、これについてはこうですよとなってきます。また、今あの地域でも歴史的な建物でいろんな塀も、よい塀がございます、と土壁の塀もあります。ただ、空き家になっております。敷地も1反以上がございます。これについてもやはり所有者の方にこういうことで耐震診断お願いしますよとか、今後のこの建物、やはり一応町ではこういうまちづくりの観点からこういう活用をしたいんですという説明は当然やっていかなあきませんけども、ただその前にやはりまず地域の方にご理解をいただくための地元の会合、もう今それだけでも3回プラスアンケート調査もされて、自分たちでアンケート調査をされて、そういう機運づくりがされておる状況ですので、それの状況を見ながらやっていかなと思いますけども、ただ、耐震に関しては先ほど申し上げましたように、やはりそういう働きはやっていく必要があると考え

ております。

それと、先ほど空き家バンクにつきましていろんな課がやっておると、それはそうです。 この問題につきましてはいろんな課がかかわってまいります。そのために一応今のところは 総務課が調査をさせていただいております。環境対策課のほうでは今現在、その空き家の維 持管理に向けてどうしていこうか、空き家対策条例、仮称ですけどね、そういうものも議会 からいろいろなご質問をいただいておりますので、それについてもやっていっております。 ですから、保存と管理と、一方では罰則もあります。それらを総合的に判断するためのいろ いろ勉強をしておりますのでご理解をいただきたいと思います。

非常に大きくて難しい問題でありますんで。

- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 空き家バンクについては、ですから私はそんな早急にということではなく、よく考えながらうまくやっぱりやっていってほしいということで願っておりますが、でも、このまちなか観光のこの資料で言われている今の副町長の答弁の中にあっても28年からというのはちょっと遅いんじゃないのかなと。私が今審議会で申し上げた意見について、副町長おっしゃいました。でも、私の後にさらにそういう、ここだけでももっと早くできないんですかと、この計画の中におかれている地域はもう少し早くできないんですかという意見もありまして、いや、ただいま準備を、いろいろな準備をしているところですということで、余り詳しく答えてはいただけてなかった。

私はだから、これは議会できちっと聞かせていただこうと、議員という立場もありますので、きちっと聞かせていただいて、どこまでどないこの補助とって、この計画、今は案ですけど、これをきちっとつくるのに委託料をものすごいお金を使ってますのでね。ここには三町の家なんか実際に写真が出てきて、この家、この家という特定までされているような状況の中にあって、なぜもう少し早くこのまちなか観光の分については取り組めないのかなというふうに思っておりますので、それは今後のやっぱり皆さん方の頑張りを期待したいと思います。

そして、空き家バンクについては、長い目で見て、斑鳩町のまちづくりには絶対プラスになっていくプロジェクトの1つだと思いますので、ぜひとも、ご苦労もあるだろうと思いますが、努力をしていっていただきたいということをお願いをしておきます。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目につきましては、これはもう大分前から、そしてまたいろんなときに、そしてまた 議員たちが控室に帰ったときに、いろんな場面で出てくる意見なんですけれども、高齢者の 外出支援なんですが、いろんな意見を取り入れていただいて、25年度からは社協で新たに 2台のワゴン車を購入していただいて、それを丘陵地については運行していただくというこ とで、そういった議会や住民の要望に応えて新たにそういう事業をやっていただけることに ついては本当にありがたいし、皆さん喜んでいただけるというふうに私は思っております。

けれども、ただ、私自身は、その新しく走る車にも乗れない。そして既に走っているコミバスにも乗れない。バスの優待券をいただいてもバス停も遠いし使えない。お風呂の入館券いただくけど、そんなんもういきいきの里まで遠くてよう行かない。こんな人たちに何かもう少し、高齢者の方が受けれる外出支援の施策をもう少し拡充をして選択ができるというような状態をつくっていけないかなと。そういう思いというのはいろんな場面でいろんな議員さんからも出てますし、私自身も町民さんから奈良へ何々を買いに行くのに奈良に行きたいけれども駅までが出られないというようなお声であったり、介護保険を利用していない方なんかでやっぱりもう自転車に乗るのも怖いし、自転車が危ないからタクシーに乗るんやと、タクシーに乗って駅まで行くんやとか、病院にタクシーで行くんやとか、ほんとにいろんな声を聞きます。

それで、私は以前から、障害をお持ちの方にも、これは一定の規制が働いておりますが、タクシーの初乗りのチケットなども交付もされていることから、金額的にはだから制限があってもいいと思うんですけれども、ほかのやつとあわせればいいと思うんですけれども、そういうほかの事業にあわせた形でタクシーの初乗りチケットというものを考える。また、先日も委員会の中でも出ておりましたが、JRのICOCAという物を利用できる、こういうふうな形で進めていけないのかな。ここ何年かこういう話がいろいろ出てたとは思うんです。多分住民さんの要望も聞いておられるとは思うんですけどね、ここになかなか踏み込めないのには何かわけがあるのかなと思ってみたりもし、踏み込みにくいとしたら何か懸念があるのかどうか、それも含めまして、この拡充についてどういうふうに町はお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

- ○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。
- ○住民生活部長(乾 善亮君) 今現在、実施しておりますこの高齢者の優待券交付事業でございますが、ご承知のように高齢者が健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただきまして、社会参加を継続できることを目的といたしまして、法隆寺を無料拝観できる高齢者優待利用券を交付をしておりますほか、1年に1度限りで奈良交通のICバスカード、それからまたはいきいきの里の入館券のいずれかを選択して交付をさせていただいております。

今、ご質問者が申されましたが、また以前からもいろいろご意見をいただいております、

この事業におけます、まずICOCAカードでございますけれども、これにつきましては、 JRと交渉をいたしておりましたが、この奈良交通のICバスカードのようなオリジナルカードが作成できないということから、一般のカードと同じということになりますので、やはり高齢者の本人以外の方がご使用になる場合があると、可能であるということ、それからこのICOCAカードには買い物機能かついているということがございます。

それからまたタクシーの件につきましては、今、質問者もおっしゃいましたように、現行の障害者施策の福祉タクシー医療助成がございますので、このサービスとの兼ね合いというものがございますので、それらをやはり斟酌していく中で、やはりこれらの採用については慎重にならざるを得ないと考えております。質問者もさっきおっしゃいましたように、この4月から社会福祉協議会のほうで高齢者の外出支援としてワゴン車による外出支援事業を開始いたします。丘陵地を中心としたコースということでおりますけども、当然、それがそういった形で丘陵地を中心に運行をまず始めさせていただくということでございますので、今後またコミュニティバスの充実も含めまして、町内の公共交通のあり方について検討をするということにしておりますので、これらを見据える中でも、また今現行、現に交付しておりますバスカードのあり方、これらにつきましても総合的に勘案する中で今後検討してまいりたいと、このように考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 先進的ないろいろな取り組みをされている所も参考にしていただきまして、ほんとに高齢者の外出支援、人間は子どもであっても、とにかく幾つであっても自立する心がとても生きていく上で大事です。認知症予防にもなりますし、体が健康で、できるだけ健康でいける。そしてまた引きこもらずにリフレッシュになれる、こういった外出支援というのはとても重要な、高齢者にとっては重要な施策です。ですから、今申し上げましたような形で先進地の事例なども見ながら、そしてまた、25年度から始まるものにつきましても、以前私も地域公共交通の確保については、全額補助金で協議会の設置ができるでしょうと言って総務のほうに申し上げて、その協議会の設置も町としてはするというふうに言っていただいております。十分にいろんな方の声を聞いて進めていっていただきたいと思います。

そして1つ、担当の皆さんにポイントとして私の考えていることを申し上げておきたいというのは、要介護4、5の方のお世話をしておりますと介護手当がつきます。けれども、要介護3以下の介護度の方で高齢者のご主人の世話を奥さんがなさってる。その家族が支えながら要介護3や2で、でも何とかデイサービスも週に何回とか行ってもうてる。その奥さん

は自転車にも乗れません。もちろん車にも乗れません。バス停まで行けません。お風呂も遠いです。じゃあ、一生懸命頑張ってるけど、ご主人がデイサービスに行ったときにリフレッシュをしようと思ったら、もうその辺の近所でなんなとしときと言うしかしゃあないようなことになってくるんですよね。その人たちを、介護を頑張っておられる方たちなんかを外出支援できるように、そういう観点だけはぜひとも持っておいてほしいということ。そういう人は介護保険も使っておられません。高齢になっててそうやって介護もされてます。そういう方こそうまいこと外出できる、そんな状態をつくってリフレッシュさせてあげてほしい。このことについては、私は大事な観点であるということを、これにかかわる方たちに理解をしておいてほしいということで申し上げて、この項については終わらせていただきたいと思います。

そうしましたら次、4点目になります。

この4点目につきましては、2003年の地方行革の一環の中で自治法が改正され、また本格実施は2005年でした。斑鳩町につきましては、その本格導入からまだ十分な期間を検討をして、まず指定管理者制度を取り入れるということになりました。

その導入のときから指定管理者制度の意味がわからへん、何でこんなことをするねんやろうと、私はずっと思いながらも、国の法律で自治法を勝手に変えてきはって、せざるを得なくてやってきたわけなんですけどもね。この間、ただずっと、一番最初の法律改正のときから、どんどん、どんどん、国からいろんな通知がおりてきてるんですね。その間に政権も交代してるんです。政権も交代した中でまた通知がおりてきたら、何かどんどんちょっとニュアンスが変わってきているなというふうに私には見えるんです。

ですから、そういうことを考えながらいろんな物を読んでおりましたら、たまたまことしが指定管理者の更新の時期にもきておりまして、更新に際しましてはそういう通知に基づいて債務負担行為の設定であるとか、そういうことも斑鳩町のほうでは予算書を見る中できちっとやっていただいていると、国の通知に基づきましてね、やっていただいているというのはいろいろ見せていただいております。

ただ、私がもう、指定管理者制度を全国の中でも大きい所を含めても50%程度しかこの制度が導入できていない。しかもそのうちの9割近くもうが公共的な団体、法人、こういったものが請け負っているということでは、最初の2003年の行革の流れからいくと、一定の市町村の歯どめがかかって、やはり住民サービスを低下させてはならないという、そういうことで今の流れになってきてるのかなというふうには思っておりますが、町とされては導入されてからこの間のそういった総務省からの通知など、いろいろな通知があったと思いま

す。また、政権交代の中での大臣の発言があったり、いろいろなことがございましたけれど も、今その更新をされるに当たりまして、町の今の指定管理者制度についての検証をきちっ としていただけたかどうか。

それともう一つ、私が思いますのは、もうこれで指定管理者制度というものそのものが限 界にきているのではないかというふうに思っております。ですから斑鳩町で言えば、新たに 委託を、何かを委託するときに新たに指定管理者制度を導入してやっていこうということに はもうならないのかなというふうに、またやるべきでもないというふうには思っているんで すが、そういった展望もあわせてお答えいただけますでしょうか。

- ○議長(嶋田善行君) 西本総務部長。
- ○総務部長(西本喜一君) 指定管理者制度導入後の国における制度運用に当たっての変化に ついてでございます。

この制度が導入されてから、各地方公共団体においてさまざまな取り組みがなされる中で、単に経費削減のみの目的だけに運用されていることなど、地方自治体の運用実態に留意すべき点が見られるようになったことから、国では平成22年12月28日付で改めて制度本来の趣旨に沿った運用に関する助言としまして、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認められるときに活用できる制度であること、また、単なる価格競争ではないこと、また、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること、また、各地方公共団体において施設の様態等に応じて適切に指定管理者の選定を行うことなどの留意事項を示した総務省自治行政局長通知が出されました。

また、平成23年1月に行われた片山総務大臣の定例記者会見の中でも、指定管理者制度 が単に行政の経費削減を目的として運用されているなどの例を挙げながら、適切な制度運用 の必要性に言及をされたところであります。

この自治行政局長の通知や片山総務大臣の見解は、制度本来の趣旨を改めて喚起されたものであると認識をしております。

町といたしましては、地方自治法、総務省自治行政局長通知、さらには斑鳩町指定管理者制度運用方針に基づき、制度の趣旨に沿ったいわゆる行政サービスの質の向上といった適切な運用を行っているところであります。

それともう一点、次の導入についての考え方でございますが、今現在、斑鳩町文化振興センター、斑鳩町観光自動車駐車場、いかるがの里観光案内所の3施設について指定管理者を 導入させていただいておりますけども、それ以外の公の施設の導入につきましては、現時点 では具体的な検討は行っておりません。

ただ、制度の導入が必要と判断し、新たな施設に導入する場合には、これまで同様に地方 自治法や先ほど申しました総務省自治行政局長通知、さらには斑鳩町指定管理者制度運用方 針に基づき、制度の趣旨に沿った適切な運用を図るとともに、議会にも十分ご説明を申し上 げながら導入をしてまいりたいと考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 今、部長のご答弁にもありました「今後は」、今後はということで、今は検討をしてないと。でも、今後はどうなるだろうかというようなニュアンスを持たせた答え方をしていただきましたが、それで私はもうこれ以上は要らないんじゃないかと、もう、そういう新たに斑鳩町が何か大きい事業をするとか、そういう箱物であったりそういう可能性というのは非常に少ない、低いと思っておりますので、もうこれだけでいいんじゃないか。ただ、指定管理者にしたおかげで観光協会の中の会計なんかが、代表監査委員さんにもいろんな指摘をされる中できちっと法人格をとってきたとか、文化振興財団の中でもいろんな自主事業のあり方であったり、精査をするとか、いろんな努力をされて指定管理者制度を導入してプラスになった面というのはあるということは私自身も認めてはおります。ただ、プラスになってる面はあるものの、逆に今まで出てきました観光ボランティアさんの必要経費の問題、どこの会計でどうなるのかとかいうようなことであったり、観光行政の今まさにいろんなことをやろうとしてみんなで一致して頑張ろうというときの中で、果たしてどの程度その観光協会が指定管理者制度というものも受けながら、どういうふうに頑張っていただけるのか、そういうところとか、そういう問題についてはまたちょっと見とかなあかんなということを思っているんですけれども、改めて聞かせていただきます。

先ほど、債務負担行為のことなども申し上げました。今、2010年、平成22年の12 月に出ました指定管理者制度の運用について、総務省自治行政局長通知、これの認識も担当 もお持ちであると言われております。その指摘をされている項目が8項目ございます。この 8項目について、斑鳩町につきましてはこの点についてきちっと整理をし、そして今回、私 たち議会に指定管理者の更新の議案を出してこられてるというふうに認識をさせていただい ていいのかどうか、きっちりとお答えいただきたいと思います。

- ○議長(嶋田善行君) 西本総務部長。
- ○総務部長(西本喜一君) 先ほども申しましたように、本来、この指定管理者制度の趣旨と 言いますのは、片山総務大臣も申し上げておりますが、行政サービスの質の向上にあるとい うことでございます。もちろん、この指定管理者制度の導入に当たって、更新に当たりまし

ては、この行政サービスの質の向上を中心に今まで審査もしてまいりましたし、今後もこの 行政サービスの質の向上を中心に見きわめてまいりたいと、このように考えているところで ございます。

- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 今後も、この点につきましては、国にしては珍しくなかなかいい ことが書いてございますので、いろんなことに留意をしながら進めていっていただきたいと いうことをお願いしておきたいと思います。

それでは、最後の問題に移らせていただきます。

私は、子ども・子育て支援法などの子育て関連三法が出たときに、いろんな問題を考えておりました。その中では、この5番目に書かせていただいたような、本当の理想は、この義務教育の完全無償化などが実現できればほんとにいいな、こういう思いもそのときにも持っておりました。けれども、この子育て関連三法は教育委員会にとどまらず、保健センターであったり、福祉課であったり、いろんなとこと連携をしながらやっていかなければならない交付金化の制度なんですよね。交付金化して施策を進めていく。これらをあわせて私たちはどう子どもたちを安心して、少しでも一人でも多く出産していただいて、この斑鳩町で育てていただけるかなというようなことを考えながら、2月に私ども日本共産党の生駒郡選出の宮本県議と生駒郡4町の議員みんなで、実は、子育て都市宣言を行っておられる兵庫県の相生市に私費で視察に行ってまいりました。その相生市さんの取り組みを見る中で、もう、説明を聞いて驚きの連続だったわけなんですけれども。

今後、私たちはいろんなことをシミュレーションしながら、いろんな国の制度あったり、 補正予算であったり、交付金であったり、精査する中で、またいろんなことで声を上げてい きたいとは思いますが、今回、特にその子育て応援都市宣言の相生市さんから学んだことの 中の基本となるところの部分で、きちっと教育委員会がご認識を持っていただけているかど うかということを確認する意味でもあって、小中学校では毎月、保護者がどの程度支出をし ているのか、それは毎月でない、副教材なんかは毎月でなかったりもしますし、いろんなこ とがありますが、ただ、学校のほうへ持っていくお金として、学校のほうで引き落としがさ れるお金、こういうものを、小学校では卒業が間近になりますとアルバム代であったり修学 旅行費であったり、中学校も上に学年が上がっていきますとそういうものがかさんでくると は思いますが、月々というとややこしくなりますので年間で結構です。小中学校ではどの程 度そういうことではお金を保護者が負担をしておられるというふうに考えておられるのか、 お聞かせをいただきたいと思います。

- ○議長(嶋田善行君) 清水教育長。
- ○教育長(清水建也君) 小中学校におけます教材費等の保護者の負担の金額でございますけども、ご存じのように、小中学校あるいは小中学校におけます学年によりまして、各保護者の負担については金額には差がございますので、その点ご了解をいただきたいんですけども、ご回答は小学校、それと中学校の平均で回答をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、小学校でございますけども、3校の平均で年間約6万1,000円から6万7,000円の負担をいただいているところでございます。ここに、修学旅行費でありますとか卒業アルバム代の積み立てがある学年につきましては、約3万3,000円が加算されるということになります。

その主な内訳でございますけれども、6万1,000円、6万7,000円のうち、給食費が4万6,200円、ひと月当たりが4,200円で11カ月ございます。教材費につきましては約1万6,000円となっております。

次に、中学校でございます。2校の平均でありますけども、年間約6万9,000円から7万2,000円の負担となってございます。ここに、修学旅行費の積み立てがある学年につきましては、約2万7,000円が加算されます。

その主な内訳といたしましては、給食費が5万600円、中学校の場合は4,600円の 11カ月の計算で5万600円、教材費につきましては約1万6,000円となっておりま す。

以上であります。

- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) えらい拾いにくい数字を拾っていただきまして、申しわけございませんでした。

あくまでもこれは学校のほうへ持っていくお金であって、子どもたちを育てておられる保護者におかれましては、学校へ着て行く服であったり靴であったり、上靴であったり体操服であったり、また、子どもの成長に合わせて、どんどん大きくなってもらわんとあきませんので、大きくなればそれらを買いかえなければならない。今度、4月からまた中学校に行く方におかれましても、制服であったり、体操服、冬服、夏服、こういった物をいろいろ購入をしていただかないといけない、一度に大きいお金も負担になるというようなこともございます。

それで私はこういう問題についても、今後いかに財源を捻出しながら、少しでも子育て支

援というものにお金が使えるのか、こういうことをいろんなことを調べながら、これからも前へ進んでいきたいなと、そして先ほども前の質問でも申し上げました、斑鳩町が活気のある、人口を減らさない、そんなまちづくり、そして観光では来て魅力あるまち、また来たくなるまち、子ども模擬議会でも、子どもの議員さんたちがそういうことを言っていただいていたというのが、私も読ませていただきまして、ほんとに嬉しく思っております。

私たち議員もそういう思いを持って、今後も進めていかなければならないというふうに考 えております。

ぜひとも、相生市では住みやすいまち、相生の「11の鍵」というものを発表されて、それを実現しようとされております。そういう中身についても、ここにいらっしゃる皆様はぜひ、また一度見ていただきまして、自分の所のまちで自分たちが何ができるのかということも研さんしていっていただけたらということをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(嶋田善行君) 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定いたしておりました一般質問は全て終了いたしました。

あすは、午前9時から予算決算常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員に は定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前10時39分 散会)